

島根県立こころの医療センターの概要 (政策医療・不採算部門への取組状況)

こころの医療センターは、県の精神科医療の基幹的病院として、専門・特殊医療の提供に加え、精神科救急医療、災害医療、司法精神医療をはじめとする政策医療を担っている。

また、地域医療への支援など、県内精神科医療の中核として多様な役割を果たしている。

1. 精神科救急医療

- (1) 精神科救急医療施設の指定を受け、全県の精神科救急医療の中核的機能を担う。措置入院や難治症例を全県的に受け入れるほか、雲南圏域や隠岐圏域など受入体制が不足する他圏域のバックアップも行っている。
- (2) 「精神科救急情報センター」を設置（各保健所との共同）し、精神科医療を緊急に必要とする方のため、休日並びに平日夜間帯における全県からの相談や連絡調整等の業務を実施している。
- (3) 救急対応件数(精神科救急情報センターでの対応)
電話相談の件数は高止まりしている。受診が必要と考えられる方については、各圏域の対応可能な医療機関を紹介している。各圏域で対応が難しい場合は、当院で受診対応を行う。

区分 \ 年度		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
対 応	電 話 相 談	10,821	10,065	10,084	10,344	11,310	11,174
	来 院 受 診	144	170	130	150	129	157
	診察のみ	79	94	69	80	63	85
	入 院	65	76	61	70	66	72
合 計		10,965	10,235	10,214	10,494	11,439	11,331

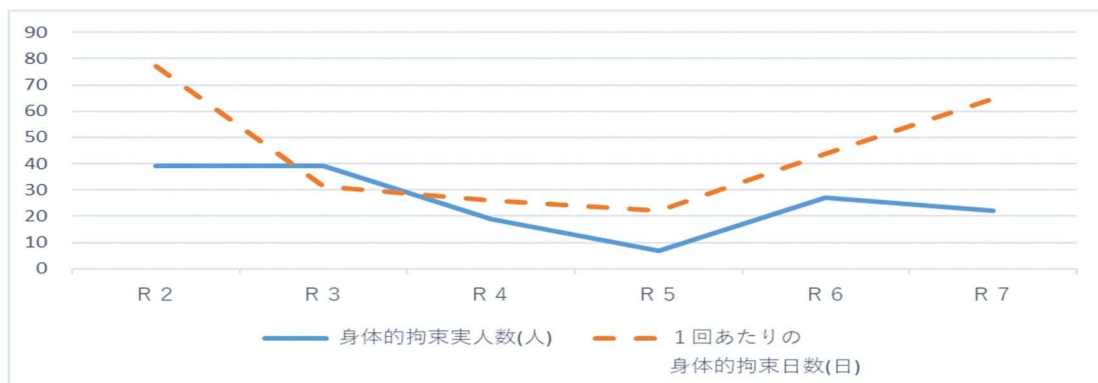
- (4) 日本精神科救急学会認定医制度認定施設として指定されており、精神科救急の専門性を学ぶ環境を整えている。

2. 専門・特殊医療

- (1) 精神保健福祉法に基づく、本人の意思に反して入院させる必要のある非自発

的入院（措置入院等）や、他の精神科病院では治療が困難な重度慢性・難治性患者の受け入れを積極的に行っている。治療抵抗性統合失調症患者に対しては、クロザピン治療を積極的に行っている。

- (2) 令和6年3月から、薬物治療で十分な効果が得られない場合や切迫した希死念慮や著しい精神運動興奮を認める場合などの難治性患者に対して、修正型電気けいれん療法（m-ECT）による治療を開始している。実施件数は令和8年7月末現在で703件（月平均24.2件）。実施により精神症状が改善することで、行動制限の緩和や薬物使用量の逡減にも寄与している。
- (3) 人権に配慮した精神医療の提供を目的とし、身体的拘束や隔離処遇患者の行動制限最小化に努めている。身体的拘束を実施した実人数および日数の推移（直近6年間）を以下に示す。各年度における身体的拘束実人数、1回あたりの身体的拘束日数ともに、患者の病状にもよるため年度によりばらつきが見られる。

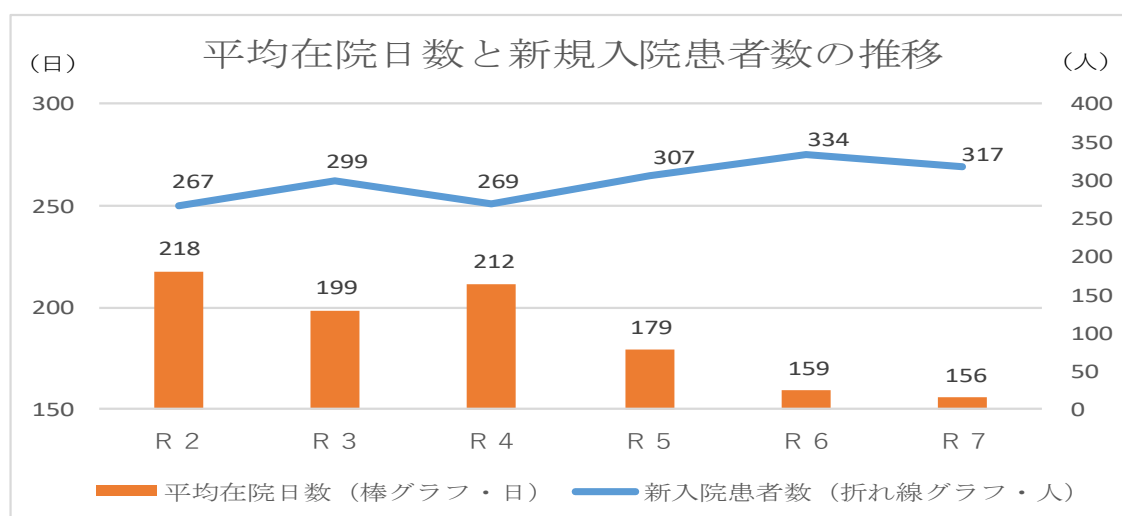


	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
身体的拘束実人数(人)	39	39	19	7	27	22
1回あたりの身体的拘束日数(日)	77.0	31.2	25.9	22.1	43.7	64.8

- (4) 平成29年10月に医療観察法病棟（8床）を開棟して以降、28名の入院対象者を受け入れ、対象者の社会復帰に向けた支援に取り組むことで、司法精神医療に貢献している。加えて検察や裁判所からの依頼に基づき、精神鑑定や医療観察法鑑定入院も随時行っている。
- (5) 新規入院患者数の形態別推移（直近6年間）を以下に示す。入院総数は増加傾向にあるが、非自発的入院は減少し、任意入院が増加傾向にある。新規入院患者数は増加傾向であるが、クロザピン治療や修正型電気けいれん療法（m-ECT）実施を含めた治療努力や長期入院者の退院促進の働きかけも相まって、平均在院日数は減少傾向にある。

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
非 自 発 的 入 院	措置入院（緊急措置含む）	33	40	20	30	20	14
	医療保護入院	121	131	132	133	143	143
	医療観察法入院	3	5	2	4	2	2
	その他（※）	7	4	3	4	2	3
任意入院		103	119	112	136	167	155
合 計		267	299	269	307	334	317

※ その他・・・応急入院、医療観察法鑑定入院、鑑定留置



- (6) 措置入院等該当件数及び県全体のうち当院受入割合（直近6年間）を以下に示す。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
県全体件数	74	82	66	74	54	46
当院該当件数	34	40	20	30	20	14
県全体のうち 当院受け入れ割合(%)	45.9%	48.8%	30.3%	40.5%	37.0%	30.4%

※ 該当件数には緊急措置入院後、措置非該当となった数を含む

- (7) 児童思春期診療では、専用病棟に分校（出雲市立神戸小学校若松分校、同河南中学校若松分校）を併設している。入院中も義務教育の場を保障すると共に、学校教員とも連携を図りながら治療を実施している。
- (8) 平成24年度から、「子どもの心の診療ネットワーク事業」の拠点病院として、各圏域で子どもの心の診療機能の強化を図るため、各保健所の相談事業や事例研修、圏域会議等に職員を派遣し、指導、助言などを行っている。

- (9) 精神疾患による認知機能低下が、社会生活や就労継続への障壁になっていると指摘されるようになっており、デイ・ケアを中心に認知矯正療法を提供し社会復帰・復職支援に努めている。休職者に対しては、産業保健担当者と連携をとることにも力を入れている。

3. 地域医療・災害医療

- (1) 隠岐病院、隠岐島前病院における精神科の医師不足や学会出張時等の不在を補うために代診医を派遣している。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
隠岐病院	9	19	20	21	20	21
隠岐島前病院	0	0	0	0	0	0
合計	9	19	20	21	20	21

- (2) 精神分野の地域包括ケアシステムの構築に向けて、二次医療圏域ごとの精神科救急会議への参加、精神科デイ・ケア、多職種による精神科訪問看護等を実施している。
- (3) しまね医療情報ネットワーク(まめネット) による診療情報共有に参加しており、連携医療機関では、当院の医療情報を取得することが可能となっている。また、調剤情報管理サービスを利用し、院外処方について、調剤薬局との情報共有が可能となっている。
- (4) D P A T (災害派遣精神医療チーム) の体制を整備し、災害時に直ちに被災地での精神医療が提供できる体制を整備している。

令和 8 年 3 月 31 日時点の島根県 D P A T 登録者数

	計	医師	看護師	業務調整員
日本 D P A T 【国養成】	23	6	12	5
島根県 D P A T 【県養成】	16	4	6	6
計	39	10	18	11

令和 7 年度末時点での当院の日本 D P A T 登録者数は 13 名(医師 4 名、看護師 6 名、業務調整員 3 名)となっている。

D P A T 活動実績

平成 28 年熊本地震(熊本県)

4 月 21 日～26 日

2 隊延 9 名派遣

(内訳 医師 3 名 看護師 4 名 業務調整員 2 名)

平成 30 年 7 月豪雨災害 (広島県) 7 月 9 日～14 日

2 隊延 6 名派遣

(内訳 医師 2 名 看護師 3 名 業務調整員 1 名)

令和 6 年能登半島地震 (石川県)

第 1 班 : 1 月 7 日～13 日 3 名派遣

(内訳 医師 1 名 看護師 1 名 業務調整員 1 名)

第 2 班 : 1 月 22 日～26 日 3 名派遣

(内訳 医師 1 名 看護師 1 名 業務調整員 1 名)

※以上のほか、待機対応が必要な災害には都度対応している。

日本 D P A T 隊員の技能維持を目的として、D P A T 事務局が主催する各種研修への参加や、内閣府が主催する大規模地震時医療活動訓練・中国地方 D M A T 連絡協議会が主催する実働訓練などに参加している。また、島根県 D P A T 隊員養成研修にも講師やファシリテーターを派遣し、県内の D P A T 体制整備に協力している。

- (5) 災害拠点精神科病院の指定を令和 2 年 4 月 1 日付で受けている。当地での災害発生時、精神科医療を継続するための中心的な役割を担う病院として位置付けられている。災害に備え、日頃より院内訓練等を実施している。
- (6) 新型コロナウイルスなどの新興感染症対策として、感染症に罹患した患者に対して、適切な精神医療が提供できるよう、院内に陰圧室を 2 床整備している。さらに「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、令和 6 年 3 月に島根県と新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（医療措置協定）を締結した。新興感染症等の発生時に県からの要請に基づき精神疾患患者を対象に次の病床数を確保することとしている。

流行感染初期経過後（新興感染症等の発生の公表から 6 か月以内）：1 床

4. 医療従事者の養成

- (1) 新専門医制度に係る日本精神神経学会専門研修プログラムによる専攻医受入れを行なっている。
(令和 7 年度 専攻医 5 名)

- (2) 研修協力施設として、初期臨床研修医の受入れを行なっている。
（令和 7 年度 島根大学医学部附属病院の初期臨床研修医 2 名
島根県立中央病院の初期臨床研修医 1 名）
- (3) 看護師養成のため看護学生（実習生）の積極的な受入れを行なっている。
（令和 7 年度 島根県立大学看護栄養学部看護学科 86 名
その他（出雲医療看護専門学校）32 名）
- (4) 作業療法士、薬剤師等専門職種養成のための実習受入れを随時行っている。
・作業療法士 3 名
（令和 7 年度 島根リハビリテーション学院 1 名、リハビリテーションカレッジ島根 1 名、松江総合医療専門学校 1 名）
・薬剤師 3 名
（令和 7 年度 広島大学薬学部 3 名）
・臨床心理士 11 名
（令和 7 年度 島根大学大学院人間社会科学研究科臨床心理学専攻 11 名）
・管理栄養士 2 名
（令和 7 年度 島根県立大学看護栄養学部健康栄養学科 2 名）
- (5) 診療看護師（NP）プライマリ・ケア領域の実習受入を行っている。
（令和 7 年度 島根県立大学看護学研究科博士前期課程高度実践者養成コース 3 名）